| | |
|---|---|
| Ｅ―㉙―48223 | 株式会社インテリア後田 |
| Ｅ―㊵―48222 | 株式会社黒木インテリア |
| Ｅ―㊵―48237 | 株式会社アシスト企画 |
| Ｅ―⑭―48200 | 株式会社ビッグライズ |
| Ｅ―③―48217 | トータルアップ株式会社 |
| Ｅ―⑫―48229 | 山口　芳明 |
| Ｅ―⑭―48230 | 株式会社ジャパングリーンプロモート |
| Ｅ―⑫―48232 | 株式会社ウインドインテリア |
| Ｅ―⑨―48245 | 室井　　渉 |
| Ｅ―①―48247 | 有限会社大河堂 |
| Ｅ―㉓―48202 | 日永田晋吾 |
| Ｅ―⑬―48227 | 有限会社井口内装 |
| Ｅ―㊷―48236 | 城戸　勝也 |
| Ｅ―⑳―48244 | 株式会社インテリア魚住 |
| Ｅ―㉒―48248 | 有限会社マイスター |
| Ｅ―㊼―48256 | 古堅　　聡 |
| Ｅ―①―48235 | 菅谷　博之 |
| Ｅ―⑪―48241 | 株式会社NEGAiO |
| Ｅ―①―48249 | 有限会社ディー・ドレープ |
| Ｅ―①―48218 | 石川　　岳 |
| Ｅ―⑮―48243 | 仲川雄一郎 |
| Ｅ―④―48254 | 株式会社アム店装 |
| Ｅ―㊷―48255 | ノワ株式会社 |
| Ｅ―㊱―48257 | 合同会社山岡企画 |
| Ｅ―⑬―48250 | 株式会社ＭＩＲＯＫ |
| Ｅ―㉗―48259 | 株式会社コネクション |
| Ｅ―⑭―48252 | 宿谷　悠美 |
| Ｅ―⑦―48234 | 株式会社V-Arks |
| Ｅ―⑬―48246 | 當山　　亨 |
| Ｅ―⑬―48253 | 株式会社坂信装飾 |
| Ｅ―㊸―48260 | 川上　　司 |
| Ｅ―㊼―48258 | 株式会社山城内装 |
| Ｅ―⑪―48266 | ＥＴＧ株式会社 |
| Ｅ―㊵―48270 | 江口　　純 |
| Ｅ―⑦―48261 | 株式会社ビトアスホールディングス |
| Ｅ―㉗―48267 | 大山観光株式会社 |
| Ｅ―㊵―48268 | 本野　成信 |
| Ｅ―㊼―48239 | 有限会社クボデザインオフィス |
| Ｅ―⑦―48251 | 株式会社シバ |
| Ｅ―③―48263 | 細田　　保 |
| Ｅ―⑬―48265 | 株式会社Aspect |
| Ｅ―㉚―48276 | 木村　定生 |
| Ｅ―㉗―48277 | ＳＵＺＵＫＩ　ＣＬＯＴＨ株式会社 |
| Ｅ―㊵―48275 | 森内　史也 |
| Ｅ―⑮―48262 | ハーバーサクラ内装株式会社 |
| Ｅ―㊼―48269 | 株式会社ロータリー家具店 |
| Ｅ―②―48272 | 楠　　淳 |
| Ｅ―㉗―48293 | 株式会社プリプラにじゅういち |
| Ｅ―⑬―48271 | 合同会社浜名 |
| Ｅ―⑩―48278 | 株式会社スリービルド |
| Ｅ―②―48286 | ＲＥＮＯＸ株式会社 |
| Ｅ―㉓―48290 | 合資会社酒井ふとん店 |
| Ｅ―⑪―48288 | 株式会社インテリア澤田 |
| Ｅ―㉚―48295 | 早水　康朗 |
| Ｅ―⑲―48280 | 白須　光起 |
| Ｅ―⑮―48282 | 古俣　　進 |
| Ｅ―①―48284 | 株式会社装飾企画 |
| Ｅ―㉚―48294 | 株式会社インテリアほそかわ |
| Ｅ―㊻―48292 | 水流　大輔 |
| Ｅ―㉓―48301 | 有限会社インテリア服部 |
| Ｅ―㉚―48303 | 中川　達男 |
| Ｅ―⑫―48264 | 株式会社ＩＮＴＥＲＥＡＬ |
| Ｅ―⑩―48279 | 有限会社Ｃ＆Ｍ |
| Ｅ―⑬―48287 | 株式会社ウラベ工芸 |
| Ｅ―㉓―48302 | 株式会社ＩＧＴ |
| Ｅ―㉗―48304 | 株式会社きむら工務店 |
| Ｅ―①―48291 | 須藤　和弘 |
| Ｅ―㊵―48298 | Shine Rush株式会社 |
| Ｅ―⑲―48281 | 株式会社山梨ＢＡＳＥ |
| Ｅ―⑭―48285 | 株式会社KRLab |
| Ｅ―⑬―48296 | 株式会社インテリアララ |
| Ｅ―⑫―48297 | 林　　理 |
| Ｅ―⑳―48308 | 南澤祐三子 |
| Ｅ―㉞―48310 | 株式会社ビーカム |
| Ｅ―㉓―48300 | 株式会社ロロナファシリティーズ |
| Ｅ―㉜―48311 | 江川　健次 |
| Ｅ―⑬―48299 | 有限会社森田畳内装店 |
| Ｅ―⑥―48305 | 有限会社インテリア雅 |
| Ｅ―①―48309 | スペース・ラボ・イトウ合同会社 |
| Ｅ―㉔―48274 | 株式会社ＨＡＲＵ |
| Ｅ―①―48314 | 池田　博紀 |
| Ｆ―㊵―1753 | 富士通商株式会社 |
| Ｆ―㊻―1754 | 株式会社ケイ・ティー |
| Ｆ―⑪―1756 | 株式会社ＡＣＥ |
| Ｆ―㉖―1757 | 株式会社Ｔ＆Ｗ |
| Ｆ―㉓―1758 | 株式会社ＪＮＧ |
| ＦＥ―㉗―1749 | 株式会社グラント |
| ＦＥ―⑱―1751 | 株式会社アサヒレース |
| ＦＥ―㉝―1752 | ＩＳＰ環境開発株式会社 |
| ＦＥ―①―1759 | 株式会社高倉 |

**○農林水産省告示第千五百四十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　岐阜県本巣市根尾越波字岩ノ子西方一六六の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千五百四十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　岐阜県中津川市馬籠四〇六七の二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千五百四十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市小坂町岩崎字カンジキハケ三四二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千五百四十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字横野字源治小屋三二三の一、三二三の四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）